

新規上場申請のための四半期報告書 の訂正報告書

(第17期第3四半期)

自2021年10月1日
至2021年12月31日

株式会社サンウェルズ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期財務諸表	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	11
第3 四半期累計期間	11
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月26日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自2021年10月1日 至2021年12月31日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	SUNWELLS CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苗代 亮達
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上野 英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 上野 英一

1【新規上場申請のための四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2024年9月20日付の「特別調査委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしました通り、当社が不正な診療報酬の請求を行ったとする報道を受け、2024年9月20日付けで当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置し、客観性のある業務実態の調査を実施することといたしました。

当社は、2025年2月7日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている財務諸表及び四半期財務諸表で対象となる部分について訂正を行いました。

これらの決算訂正により、当社が2022年5月23日付で提出いたしました第17期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)に係る新規上場申請のための四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、新規上場申請のための四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期財務諸表

四半期レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第3四半期累計期間	第16期
会計期間		自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高	(千円)	5,771,531	5,365,725
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△77,621	277,923
四半期純損失(△) 又は当期純利益	(千円)	△94,452	202,545
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	35,000	35,000
発行済株式総数	(株)	117,400	117,400
純資産額	(千円)	475,697	654,593
総資産額	(千円)	8,633,690	4,788,222
1株当たり四半期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益	(円)	△12.20	26.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	1,091.00
自己資本比率	(%)	5.5	13.7

回次		第17期 第3四半期会計期間
会計期間		自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△11.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
また、第17期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、かつ、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
4. 当社は、第16期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議により、2021年3月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
6. 当社は、2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により経済活動が大きく制限されました。ワクチン接種の普及により感染状況は小康状態を保ちつつも、感染力の強い新たな変異株が発生するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められています。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させております。当第3四半期累計期間において、「PDハウス今宿」（九州3棟目）、「PDハウス西宮の沢」（北海道2棟目）、「PDハウス岸部」（関西初）、「PDハウス藤沢」（関東2棟目）、「PDハウス門真」（関西2棟目）、「PDハウス板橋」（関東3棟目）を新規開設いたしました。また、管理体制の強化のため、東京本社を移転拡張いたしました。これを機にさらなる事業拡大を目指してまいります。

以上により、当第3四半期累計期間における売上高は5,771百万円、営業利益は13百万円、経常損失は77百万円、四半期純損失については94百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりです。

(資産)

当第3四半期会計期間末の資産合計は8,633百万円となり、前事業年度末から3,845百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース資産が2,828百万円、現金及び預金が219百万円、売掛金が459百万円増加したことによるものです。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債合計は8,157百万円となり、前事業年度末から4,024百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース債務が2,871百万円、短期借入金が900百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は475百万円となり、前事業年度末から178百万円減少しました。これは四半期純損失94百万円及び配当金の支払い84百万円により利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、医療法人北祐会 北祐会神経内科病院との共同研究講座設置の契約を締結しております。これにより、当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、21百万円となりました。

(6) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第3四半期累計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額 (百万円)	資金調達方法	開設年月
PDハウス今宿 (福岡県福岡市西区)	PDハウスの建物	410	リース	2021年5月
PDハウス岸部 (大阪府吹田市)	PDハウスの建物	650	リース	2021年6月
PDハウス藤沢 (神奈川県藤沢市)	PDハウスの建物	560	リース	2021年10月
PDハウス門真 (大阪府門真市)	PDハウスの建物	700	リース	2021年11月
PDハウス板橋 (東京都板橋区)	PDハウスの建物	582	リース	2021年12月

(注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載は省略しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は35,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数（株） (2021年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2022年3月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,400	11,740,000	非上場	単元株式数 100株
計	117,400	11,740,000	—	—

(注) 1. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,622,600株増加し、11,740,000株となっております。

2. 2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2021年10月15日	2021年11月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1	当社従業員 1
新株予約権の数（個） ※	100（注）1	100（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 100（注）1	普通株式 100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	38,799（注）2	38,799（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年10月16日 至 2031年10月15日	自 2023年11月17日 至 2031年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 38,799 資本組入額 19,400	発行価格 38,799 資本組入額 19,400
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6	

※ 新株予約権の発行時（第3回は2021年11月1日、第4回は2021年11月30日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法」に定める行使価

額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役の承認がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の株式が国内又は国外の証券取引所に上場される日（以下、「上場日」という。）までは、これを行行使することができない。
- ③新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行行使することができる。ただし、上場日が2030年1月1日以降となる場合には、上場日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
 - (a)上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
 - (b)上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
 - (c)上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
 - (d)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。
- ④当社従業員に付与される新株予約権については、新株予約権の割当てを受けた時点の職位から降格した場合には、当該新株予約権を行行使できない。
- ⑤新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 新株予約権の取得事由

- ①当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交

換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られるものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦再編対象会社による新株予約権の取得

上記（注）5に準じて決定する。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	117,400	—	35,000	—	—

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,622,600株増加し、11,740,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,400	77,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,400	—	—
総株主の議決権	—	77,400	—

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(自己株式等)の株式数は普通株式4,000,000株、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式7,740,000株、議決権の数は77,400個、発行済株式総数の株式数は11,740,000株、総株主の議決権の数は77,400個となっております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	40,000	—	40,000	34.1
計	—	40,000	—	40,000	34.1

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、所有する自己株式数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。なお、新規上場申請のための四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	496,363	715,639
売掛金	1,010,174	—
売掛金及び契約資産	—	1,470,045
棚卸資産	7,447	7,668
その他	71,915	114,664
貸倒引当金	△561	△579
流動資産合計	1,585,338	2,307,437
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,653,761	1,624,114
リース資産（純額）	592,053	3,420,743
その他（純額）	484,404	667,380
有形固定資産合計	2,730,220	5,712,238
無形固定資産	21,020	19,181
投資その他の資産		
その他	453,141	596,316
貸倒引当金	△1,499	△1,483
投資その他の資産合計	451,641	594,833
固定資産合計	3,202,883	6,326,252
資産合計	4,788,222	8,633,690
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,438	69,024
1年内償還予定の社債	31,000	31,000
短期借入金	※ 500,000	※ 1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	290,088	288,067
リース債務	55,948	86,847
未払法人税等	49,062	—
賞与引当金	255,317	178,603
その他	413,426	801,687
流動負債合計	1,650,282	2,855,230
固定負債		
社債	137,000	113,500
長期借入金	1,431,201	1,237,030
リース債務	580,194	3,420,495
退職給付引当金	71,177	88,768
診療報酬返還に伴う負債	38,879	188,395
資産除去債務	166,301	169,998
その他	58,593	84,575
固定負債合計	2,483,346	5,302,762
負債合計	4,133,628	8,157,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	102,007	102,007
利益剰余金	537,585	358,690
自己株式	△20,000	△20,000
株主資本合計	654,593	475,697
純資産合計	654,593	475,697
負債純資産合計	4,788,222	8,633,690

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	5,771,531
売上原価	4,548,630
売上総利益	1,222,900
販売費及び一般管理費	1,209,831
営業利益	13,068
営業外収益	
受取利息及び配当金	165
補助金収入	3,964
助成金収入	9,472
その他	6,489
営業外収益合計	20,091
営業外費用	
支払利息	107,185
その他	3,596
営業外費用合計	110,782
経常損失(△)	△77,621
特別利益	
投資有価証券売却益	130
特別利益合計	130
特別損失	
固定資産除却損	698
特別損失合計	698
税引前当期純損失(△)	△78,190
法人税等	16,261
四半期純損失(△)	△94,452

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、期首利益剰余金および当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(診療報酬返還に伴う負債)

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。

(四半期貸借対照表関係)

※ コミットメント契約等

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
当座貸越超極度限度額及びコミットメントの総額	1,550,000千円	2,500,000千円
借入実行残高	500,000	1,300,000
差引額	1,050,000	1,200,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
減価償却費	221,928千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自2021年4月1日 至2021年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月15日 取締役会決議	普通株式	84,443	1,091	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注) 2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	<u>636,096</u>	—	—	—	—	—	<u>636,096</u>
関東	<u>471,404</u>	—	—	—	—	—	<u>471,404</u>
北陸	<u>944,293</u>	<u>1,763,361</u>	121,854	298,624	73,849	33,654	<u>3,235,637</u>
関西	<u>236,494</u>	—	—	—	—	—	<u>236,494</u>
九州	<u>935,938</u>	—	—	—	—	—	<u>935,938</u>
顧客との契約 から生じる収益	<u>3,224,226</u>	<u>1,763,361</u>	121,854	298,624	73,849	33,654	<u>5,515,571</u>
その他の収益	—	—	—	—	255,959	—	255,959
外部顧客への 売上高	<u>3,224,226</u>	<u>1,763,361</u>	121,854	298,624	329,809	33,654	<u>5,771,531</u>

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
1 株当たり四半期純損失	12円20銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (△) (千円)	△94,452
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△94,452
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,740,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であり、かつ、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年1月17日開催の取締役会決議に基づき、2022年2月15日を効力発生日として株式分割を実施しております。また、株式分割に伴い、2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更及び1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施することにより、当社株式の投資単位あたりの金額の引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年2月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	117,400株
② 今回の分割により増加する株式数	11,622,600株
③ 株式分割後の発行済株式総数	11,740,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 日程

(1) 基準日	2022年2月14日
(2) 効力発生日	2022年2月15日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、2022年1月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年2月15日付で当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたしました。

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2022年2月15日

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2025年2月26日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

新規上場申請のための四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して2022年3月1日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表

の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上